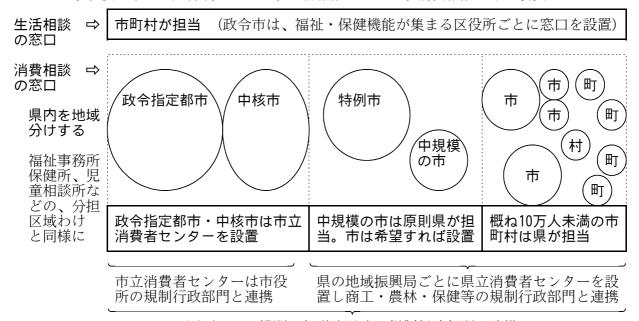
2010.12.16 圓山茂夫

1. 消費生活相談の性質ごとに、場合を分けて、適切な窓口体制を考えるべきである 十把ひとからげに捉えると「すべての相談業務を市町村へ丸投げ」の単純思考に陥る

消 生活相談 例・多重債務者を法律専門家につなぐとともに、 ⇒市町村が対 費 役所の各課と連携して生活再建の支援をする 応するのが 生 例・生活困窮の相談を受けて、福祉部門・保健部 \Rightarrow 適当(生活 活 門・労働部門(職業訓練・紹介等)などをコー 支援関係各 相 ディネートしつつ、個人を支援する 課の庁内連 例・契約前の簡易な問い合わせ相談 談 携を重視) ①取引被害・欠陥商品など被害救済が必要な相談 ⇒専門的知見 様 消費相談 ②事業者の営業活動に法律違反がある相談 Þ とマンパワ ③商品・役務の品質や表示の改善が必要な相談 ーを持つセ な \Rightarrow 性 ④県外・海外の遠隔事業者に対する苦情相談 ンターが深 質 (これらは「消費者の権利の実現」を助ける相談) く濃く対応

- 2. 上記の事務ごとに、適切な自治体が担当できるように考え方を整理する (第3回6/15資料⑤)
 - (1) 生活相談は、すべての市町村が担当し、市町村に「生活相談窓口」を設置する ※政令指定都市は、福祉・保健機能が集まる区役所内に「生活相談窓口」を設置する
 - (2) 消費相談の窓口は県内を、県担当区域と市担当区域に分けて「消費者センター」を設置 ※地域分けにより県と市の二重行政を廃止し、県と市町村の行政責任を明確化する ※小規模な市の一人体制の窓口は、生活相談を主とし、消費相談は県が引受ける



国ブロック機関、都道府県庁の規制行政部門と連携

3. 事務局たたき台の広域連合案について

- (1) 「広域連携」と「広域連合」は異なる。広域連合案は別の自治体の設立であり、首長・議会を新設、常勤職員は出向、非常勤職員は一旦解雇し新採用。自治体の足並み揃うとは思えない
- (2) 消費者行政部局は県庁・市役所から分離され、重要性の認識が希薄化し実施業務のみに特化
- (3) 県庁・市役所・役場の行政責任と、広域連合の行政責任は押し付けあい(責任の不明確化)
- (4) 県・市町村が受取った地方交付税を、広域連合にそのまま拠出するわけはなく、財源先細り
- (5) 総務省の地方行政改革の指針(http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki4.html)に乗った霞が関思考によるプラン。このたたき台は「国は恒久的財政措置を断念し、消費者行政の外部化を推進」のメッセージ。恒久的支援を求める自治体を失望させ、更なる削減を助長する
- ⇒ 国の財政措置の議論(次頁)をせずに、窓口のみの議論をしても無意味。セットで行うべき

地方消費者行政に対する国の財政措置・事務配分の制度改正の案

地方消費者行政の疲弊の原因は、自主財源の減少の中で、①国が負担すべき経費を負担しなかったこと、②国が行うべき事務を自治体に転嫁してきたためと考えられる。今後、国がなすべきことは、事務の性質ごとに、①国の財政措置、②自治体の過重事務の軽減を目的に、下記の枠組みへ制度改正を行う。国の「ただ乗り」を排除、自治体事務の「選択と集中」によって充実させる。

1 消費相談(助言・あっせん・苦情処理委員会)に要する経費の財政措置 (第7回10/22資料④)					
過去	自治体負担		財源内訳	域内の問合せ	相談が主
現在	自治体負担				ி加。越境的苦情相談 、負担は片務的
今後∫⊓	市費4年費4	国費	- サ -	に収まる相 担。市をま	野業者の所在地が域内 目談はその自治体が負 話ないる相談は県が、
ļ	県費	国費		国費は人件	ぶる相談は国が負担。 -費に充て、人員増員 丁寧な相談を行う
2 情報一元化(消費者事故等の報告=PIO-NET)の入力人件費の財政措置 (第5回8/30資料⑦)					
過去 自治体(カード記入) 国費(キーパンチ)					
現在		自治体負担			で入力を義務付け に幅に増加 引を奪う「ヤミ業務」
今後		国 費			は国費で負担し、必要 しつつ精度を向上
3 情報一元化(重大消費者事故の報告)の事務の地方負担の軽減 (第 5 回8/30資料⑦) (事故情報通知制度等に関する意見交換会 8/2議事録も参照) 過去 事務なし					
現在	自治体が調査	自治体が調査、確認して通知 国が分析			で通知を義務付け。 近・確認・判断を投げ こめ件数が集らない
今後	端著を連絡	国が調査・確認・	・分析を行う	員(プロ)が自	こ改正。国の駐在調査 日ら調査確認を行い、 1速性・件数を向上
4 商品テストは商品の全国流通、機器・専門的人材の観点から国が担当 (第6回9/14資料⑧)					
5 法執行	去執行(特定商取引法)の事務の地方負担の軽減				第8回11/30資料⑧)
過去 平21年原		県が執行 国が執行 国が執行48件 国が執行48件			Fを推奨。しかし、県 民は他県に及ばず、極
今後	県	県国が執行			!で営業する事業者は)を行うと改正。執行]上、県の負担を軽減
6 法執行(特定商取引法以外の事業者規制法)の事務移譲の歯止め (第8回11/30資料⑧) 商品が全国で流通し、事業者の活動も全国化していることから、いたずらな権限移譲は行わない					
7 消費者啓発・見守り活動などは、自治体一般財源で創意工夫して行う。国の啓発は独自に行う					
過去	自治	台体負担	国の啓発補助金等	 国の補助金か	で発され、大幅縮小
現在	自治体			国が委託する出前講座等	
今後		自治体負担			財源を集中し充実。 三意喚起は国がやり切 二手間をかけさせない